長柄輿の巻

長柄輿之巻

特別
ワ3
6915
28

宮内省圖書印

御長柄纓將衣束之事

一 総角御簾之糸ハ何も色きを示
とらて下簾ハ白き然るゆ招金
まして以上三川をそ不足与し
黄節白まし三匝結し云々
縫様ハ七ツ三ツと縫節縫返
其外ハ惣して御簾のあらゆ糸
なさる故ハ中ハ元とえは三汁さし
且て二節ツヽを左右に四ツ宛ツヽ
なさり候様之の時ハ黄まし
黒まし何事へ只右にすず洞
只乞見の時ハ黒まし手をあてへ
只世へしころ川のき 然下簾の上ニ
このをこて

一 下簾の長さ三尺五寸之端や

一 黄まし黒節かとさ一寸ほどや

又世へしころ川のき然下臈の上に
このまゝにて
一 下簾(スダレ)の長さ三丈五寸ニ緒(リン)や
一 黄生し黒節かとさ二寸ばかりや
一 すゝれの拭柄ハちんちが表の簾
をとみけるとちにけ乎道太の
もの三簾を拭しててものち下れ
たれを毎る事すり
一 むしのかいのかちのもゝまへハ壱丈
三尺あとは一丈弐人何て 今
ちゝりふかや両寸ニそゝま 壱尺
一 身まゝへし右ハ右もしもひたハ
たもしませしまゝにし
一 裏ハはゝとゝきらゝるのまゝ長
栖まゝしのまゝとこ(イウ)ふやまかしを
のけける行を安かと埋(ウヅ)もれ
一 長柄のあと前壹ケ外上ニ折打
をとち返(トウ)さ結(メジ)ずはもちつを作そこ
かゝるやあれ作ると申
一 下簾に御紋のむしえうりに
まこもれハ帷(カタ)をあ解事を用
桂
一 御裏絵(ノリ)紬の役着(ショ)の色なすり
仮揖(ヒリ)とあらさ為をお而てたとへ
衣裳(イシャウ)ハ小袖の上ニ弘ひを付
でしのいとりてあ思るらゝされる
縫(ヌイ)く不ゝとも御裏にのりて
来る向ひを嗢(トナエ)あすり
君か代ハ作しける陣さ右に使て弁
このまゝ柚し 仮めしつ私
其分を云各偏(トナエ)を逆(ギャク)す三返むし
をかへさぬしりを例る也
一 裏ゝきの衣裳(イシャウ)ハ比錦黄に深の月
結是てしも付けの上ニ弘める
菊(キリトジ)を未草母を付て 紐も
同見や一ちよ未白き色をたゝ三
外は帯ニ十五世帯かゝらもとむもとひ
踏(ハコ)を腕(アワ)してきすまへし脚(キャハン)も
裏さ忠用の脛上の紐(ヒモ)をそゝうちと

本[illegible]

をかさねしきにして働ものや

一 具足の衣裳(イシャウ)ハ此法意に紅の[illegible]

結目ハ[illegible]の上年寄

一 繰(キリトジ)を[illegible]付て[illegible]

同[illegible]や[illegible]白き[illegible]を[illegible]

[illegible]第[illegible]

箱(ハコ)を當(アテ)て[illegible]脚半(キヤハン)も

[illegible]上の紐(ヒモ)[illegible]を

しめ[illegible]して

[illegible]

[illegible]押[illegible]なとして[illegible]

[illegible]

[illegible]に結へし[illegible]

已上

小笠原大膳大夫
長時

同 右近大夫
貞慶

右壹巻者雖爲秘書候
清[illegible]公不淺令懇望之間
猥不可有他見者也

上原八右衛門
定宣

[illegible]
元成

山本[illegible]
盛富

宇[illegible]勝右衛門
道男

川合藤十郎
忠義